

函 企 交

令和 7 年(2025年) 3 月28日

総務常任委員会委員 各位

企 画 部 長

参考資料の配付について

このことについて、本年 3 月に書面開催された「函館市地域公共交通協議会
令和 6 年度第 7 回総会」において議題として提出された資料を、下記のとおり
配付いたします。

記

○ 配付資料

- ・函館市地域公共交通協議会 令和 6 年度第 7 回総会資料

(計画推進室交通政策課 TEL 21-3625)

令和6年度第7回函館市地域公共交通協議会総会（書面協議会）
議題要旨・資料目次

<議題要旨>

議題 番号	議題	概要
1	南茅部地区における一般乗用 旅客運送（タクシー）事業の営 業区域外運送について	市内タクシー事業者の営業区域外となる南茅部地域に て、これまで1年ごとの更新が必要な認可にて運行を 行っていた（株）函館第一交通・函館第一交通（株） より、長期的な運行の継続について申出があったため、 道路運送法第20条第2号に基づく営業区域外運送 （最大5年間の運行）について協議を行うもの

<資料目次>

資料1 南茅部地区における一般乗用旅客運送（タクシー）事業の営業区域外運送について

資料2 道路運送法第20条第2号に掲げる協議が整っていることの証明書（案）

南茅部地区における一般乗用旅客運送（タクシー）事業の 営業区域外運送について

((株) 函館第一交通・函館第一交通 (株))

1. 経緯

現在、過疎地域に該当する南茅部地区のタクシー営業区域は、市内他地区が属する「函館交通圏」ではなく、「森圏」に属しているため、市内に本社・営業所を置くタクシー事業者は南茅部地区内で発着する営業運行を行うことができない。

以前は、南茅部地区内にあった森圏所属のタクシー事業者が地域住民の生活の足を支えてきたが、当該事業者が令和元年10月末をもって廃業し、以後、タクシー空白地帯となった。

これを受け、同年12月に地元町会等から市宛て要望書が提出され、市と（一社）函館地区ハイヤー協会との協議や同協会所属事業者への聞き取りによる意向確認などを経て、南茅部地区での運行を希望した2事業者（(株) 函館第一交通（旧：ことぶき第一交通）、函館第一交通（株）（旧：美咲第一交通））の営業区域拡大について、北海道運輸局において特例的に認可され、令和2年12月1日から再び南茅部地区においてタクシー運行が行われている。



2. 協議事項

同タクシー事業については、既に地域住民からも受け入れられ、再び日常生活に不可欠な存在となっており、事業採算性の面では厳しい状況にありながらも、事業者による営業努力を積み重ねながら4年以上営業運行を継続した実績から、事業継続性についても一定程度信頼が置ける状況となった。

一方で、現在毎年認可されている「営業区域拡大」は特例的な措置であり、地域公共交通会議等において協議が整ったことが前提とされる道路運送法第20条第2号に基づく「営業区域外旅客運送」により、長期的運行を行うことも可能となる。

このたび、(株)函館第一交通および函館第一交通(株)から、今後も南茅部地区で長期的に事業を継続し、地域住民たちの生活の足を安定的に守っていききたいとの申し出があったことから、本協議会において協議を行うものである。

3. 営業区域外旅客運送の対象となる地域

旧南茅部町

4. 営業区域外旅客運送を行う事業者

(株) 函館第一交通，函館第一交通（株）

5. 運送期間

令和7年（2025年）4月1日～令和12年（2030年）3月31日
（5年間想定）

6. その他：過去の経過および関連法規

【経過】

平成16年12月	南茅部町を含む3町1村が函館市と合併
令和元年10月末	南茅部ハイヤー(有)廃業
令和元年12月	地元町会等から市へ要望書提出
	「南茅部地域タクシー事業参入について」
	提出者：南茅部町内会連絡協議会
	南かやべ漁業協同組合
	函老連南茅部地区連絡協議会

令和 2 年 8 月	タクシー事業者へのアンケート調査 実施者：函館運輸支局 対 象：函館交通圏および森圏の事業者
令和 2 年 10 月	アンケート結果より，南茅部地区での営業を行う意向のある 4 事業者に対し函館市が意見聴取
令和 2 年 12 月	営業区域拡大認可（認可期間：12 月 1 日～3 月 31 日，以後 1 年ごとに再申請）により南茅部地区で（株）函館第一交通（旧：ことぶき第一交通），函館第一交通（株）（旧：美咲第一交通）が営業開始
令和 6 年 10 月	函館第一交通（株）と（株）函館第一交通が，函館市小規模放課後児童支援事業にて，南茅部小学校児童の送迎業務開始（本事業の委託先である函館共愛会からの受託）

【道路運送法】

第二十条 一般旅客自動車運送事業者は，発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。第二号において「営業区域外旅客運送」という。）をしてはならない。ただし，次に掲げる場合は，この限りでない。

- 一 災害の場合その他緊急を要するとき。
- 二 地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合として国土交通省令で定める場合において，地方公共団体，一般旅客自動車運送事業者，住民その他の国土交通省令で定める関係者間において当該地域における旅客輸送を確保するため営業区域外旅客運送が必要であることについて協議が調った場合であつて，輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるとき。

【道路運送法施行規則】

第十八条の二 法第二十条第二号の国土交通省令で定める場合は，次に掲げる場合とする。

- 一 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において，当該地域の一部又は全部を営業区域とする一般旅客自動車運送事業者による輸送が困難な場合

二 （略）

第十八条の三 法第二十条第二号の国土交通省令で定める関係者は、地域公共交通会議等の構成員とする。

（参考）現行の「営業区域拡大」特例と道路運送法第20条第2号による営業区域外旅客運送の違い

	「営業区域拡大」特例	道路運送法第20条第2号による営業区域外旅客運送
運送期間	1年	最大5年 (北海道管内)
協議会の承認	不要	必要
発意者	タクシー事業者	地方公共団体

資料 2

北海道運輸局長 殿

道路運送法第 20 条第 2 号に掲げる協議が整っていることの証明書（案）

令和 7 年 3 月 14 日に書面開催された函館市地域公共交通協議会において、下記事項に関し、営業区域外旅客運送が必要であるとの協議が整ったことを証明する。

記

1. 営業区域外旅客運送の対象とする地域
旧南茅部地区（森圏）
2. 営業区域外旅客運送を行う一般乗用旅客事業者
函館第一交通株式会社，株式会社函館第一交通
3. 営業区域外旅客運送を行う期間
令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日
4. 協議が整った年月日
令和 7 年 3 月 日（ ）
5. その他特記事項

令和 7 年 月 日
函館市地域公共交通協議会
会長 奥平 理